

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



「新たな技能実習制度の施行に伴う監理団体の許可申請について」お知らせします。
(関連記事2ページ)

近畿及び、九州ブロック会議の際に訪問した法人を紹介します。
(関連記事4～5ページ)



目次

■ P.2
新たな技能実習制度の施行に伴う監理団体の許可申請について

■ P.3
データで見る公益法人
公益目的事業の事業目的別の法人数

■ P.4
委員の法人訪問記③
公益社団法人紀の国被害者支援センター

■ P.5
委員の法人訪問記④
公益財団法人沖縄県体育協会

■ P.6
申請サポートに関する情報・その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談の開催等の日程について)

近畿ブロック
公益社団法人
紀の国被害者支援センター
＜支援の必要性の
広報啓発キャッチコピー＞
(→)

ひとりじゃないですよ
あなたのそばに
わたしたちがいます

委員の法人訪問記

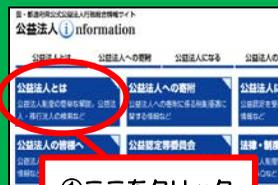


九州・沖縄ブロック
公益財団法人
沖縄県体育協会
＜県民体育大会
開催事業＞
(←)

ホームページで 公益法人の検索 ができます。
寄附先等の検索に御利用ください。

「公益法人information」

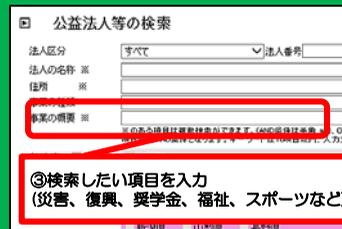
- ①公益法人とは
- ②公益法人等の検索
- ③事業の概要に
検索したい項目を入力



①ここをクリック



②ここをクリック



③検索したい項目を入力
(災害、復興、奨学金、福祉、スポーツなど)

11月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	799	123	689
	財 団	1,647	328	871
都道府県	社 団	3,353	110	4,171
	財 団	3,702	453	2,955
合 計		9,501	1,014	8,686

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成29年11月30日現在)

新たな技能実習制度の施行に伴う監理団体の許可申請について

- ◆ 本年11月1日から新たな技能実習制度が施行され、監理事業を行う監理団体は許可制となりました。これに伴って、これまで同事業を行っていた公益社団・財団法人も、今後事業を実施するためには主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）の許可を受ける必要があります。
- ◆ 新たな技能実習制度については、下記のHP等でご確認ください。

・法務省HP

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00014.html

・厚生労働省HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

・外国人技能実習機構HP

<http://www.otit.go.jp/>

- ◆ また、一般社団・財団法人が監理団体の許可申請を行う場合には、以下の手順をご確認ください。

質問

一般社団法人や一般財団法人が監理団体の許可申請を行う場合はどうすればよいですか。

回答

一般社団法人及び一般財団法人については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、同規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。

そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続きを進めてください。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人として、外国人技能実習機構に監理団体の許可申請を行います（③の公益認定を受けるまでの間は審査は留保されます）。
- ② 同機構から交付を受けた監理団体の許可申請に係る申請受理票及び監理団体の許可申請書の写しとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益認定の申請を行います（公益認定に通常要すべき標準的な期間は4か月とされています）。
- ③ 公益認定を受けた後で、それを証する書類を同機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。
- ④ 公益社団法人又は公益財団法人として、監理団体の許可申請に係る許否が決定されます。



データで見る公益法人

「平成28年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の概況を紹介します。

今回は、公益目的事業に着目し、法人が実施する事業活動について見ていきます。

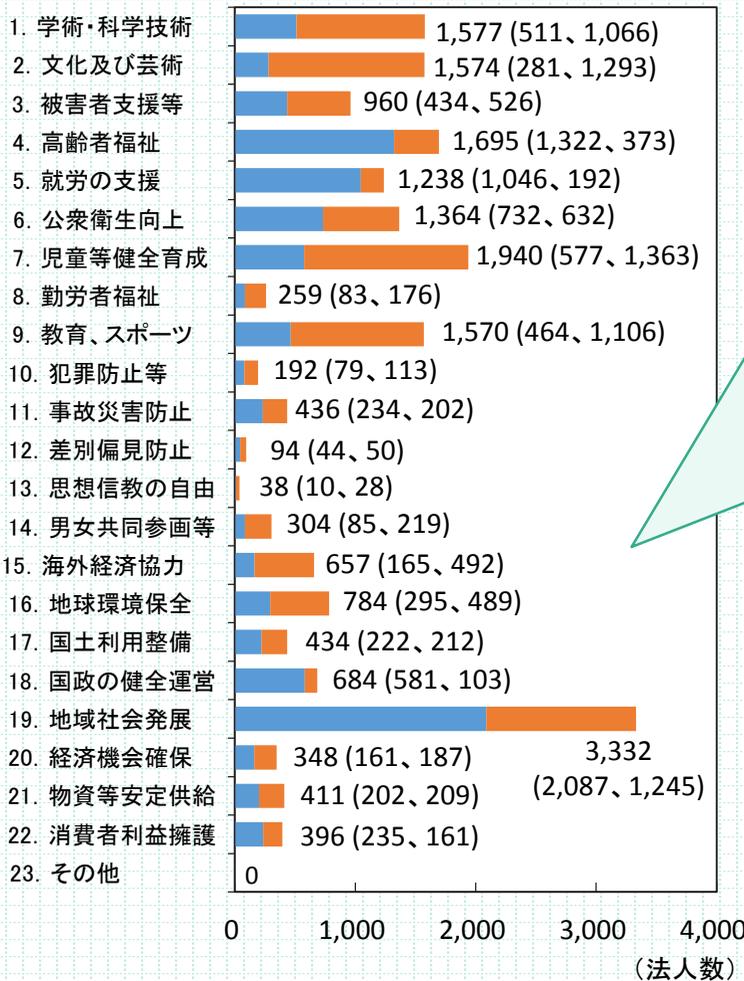
- ◆ 公益目的事業は、公益法人認定法第2条第4号に定められ、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。
- ◆ 認定法の別表には、23（注）の事業目的が掲げられています。

（注）「その他」の事業目的を定める政令が定められていないため、実質的には22事業目的。



【公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数】

■ 社団 ■ 財団



（注）

- 各法人の申請書に基づく集計値。
- 複数事業を行う法人及び複合目的・形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

★事業目的別に多い順を見ると・・・

- 1位「19. 地域社会の健全な発展」
- 2位「7. 児童又は青少年の健全な育成」
- 3位「4. 高齢者の福祉の増進」

★社団・財団別に多い順を見ると・・・

- 社団「19. 地域社会の健全な発展」
- 財団「7. 児童又は青少年の健全な育成」

★国・都道府県別に多い順を見ると・・・

- 内閣府 「1. 学術及び科学技術の振興」
- 都道府県「19. 地域社会の健全な発展」

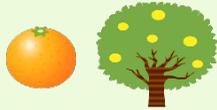
◆ 都道府県認定の法人では、「19. 地域社会の健全な発展」が多く、地域に根差した、身近に感じられるところで活動している法人が多いといえます。

◆ また、法人からあまり選択されていない活動分野も見受けられ、公益活動の多様化への取り組みが求められています。

● 公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。下記URLから併せてご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>

（公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告 をクリック）



公益社団法人紀の国被害者支援センター



平成29年10月5日に和歌山県にて開催された公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員との意見交換（近畿ブロック会議）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び小林委員が翌6日に「公益社団法人紀の国被害者支援センター」を訪問しました。その様子を紹介します。

今回の訪問では、浅利理事兼事務局長と米原支援局長にご対応いただき、法人の事業概要、工夫されている点や運営上の課題などについてお話を伺いました。



<↑意見交換の様子>

公益社団法人 紀の国被害者支援センター

事件・事故等の被害に遭われた和歌山県内の方やそのご家族又はご遺族に対して各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、支援等を通じて地域の安全に寄与することを目的としています。平成9年に設立され、平成22年4月からは公益社団法人として活動しています。

法人公式HP

<http://wakayama-kvsc.jp/support/index.html>

法人の事業概要

①犯罪被害者等の支援

電話や面談による相談、裁判所等への付添支援や代理傍聴等の直接的支援、犯罪被害者等給付金の支給手続き補助等を行っています。

法人は「犯罪被害者等早期援助団体」※1に指定されており、被害者本人の同意の上で、警察から被害者に関する情報提供を受け、被害者にアプローチしています。

②犯罪被害相談員等の人材育成

③犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性の広報啓発

「ひとりじゃないですよ」という紙芝居等の啓発資料の作成、講演会&コンサートの開催、中学校や高校での警察との共催による「命の授業」等を行っています。

支援を行うにあたっての工夫など

「傾聴」のスタンスを基本に、二次被害を与えないよう細心の注意を払っているとのこと。また、電話相談の際に音が漏れないようにする、個別面談は圧迫感を与えない広めの面談室で実施し、入室の際の動線も工夫するなど、様々な配慮がされています。

なお、被害に遭われた方の話を聞くには相当なエネルギーが必要であり、対応した相談員等も必要に応じて臨床心理士のカウンセリングを受けてから帰宅するとのことでした。

運営上の課題など

課題点をお尋ねしたところ、誰にも相談できず一人で悩んでいる被害者を減らすための被害者の把握率の向上とともに、自主財源の確保を挙げられました。公益法人に移行したのもそのために、自治体等からの支援を得るためには事業の公益性の認定や適正な経理処理が求められることが多いようです。公益法人行政を担当する我々もその重責を改めて実感しました。

公益法人となった現在もファンドレイジング（企業を中心とする賛助会員や寄附金の募集、イオン和歌山店での「幸せの黄色いレシートキャンペーン」※2への参画等）に積極的に取り組まれているとのこと。

なお、公益法人の会計のあり方についてお聞きしたところ、「特に不自由はない。きちんと経理処理し事業報告を行うのは被害に遭われた方や寄附者から信頼を得るためには当然のこと」とのお話でした。



<↑電話相談室の内部>

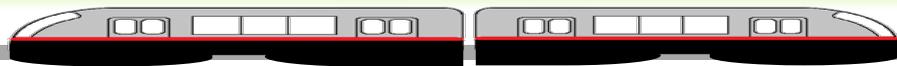
意見交換や施設見学にご対応いただいた公益社団法人紀の国被害者支援センターの皆様にご挨拶申し上げます。

※1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援する事業を行うことができると認められ、都道府県の公安委員会から指定された非営利法人

※2 毎月11日にイオンで買い物をした際の黄色いレシートを地域のボランティア団体名が書かれた店内のBOXに投函すると、レシート金額の1%分の品物をイオンが当該団体に寄贈する取組み



委員の法人訪問記④ 公益財団法人沖縄県体育協会



平成29年10月31日に沖縄県にて開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（九州・沖縄ブロック会議）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び恵委員が、翌11月1日に「公益財団法人沖縄県体育協会」を訪問しました。その様子を紹介します。



公益財団法人沖縄県体育協会

1924（大正13）年 任意団体として設立
1957（昭和32）年 財団法人に改組
2012（平成24）年 公益財団法人に移行

スポーツを振興し、県民の体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達を図ることを目的としています。

公式ホームページ

<http://www.okinawakentaikyo.com/>

法人の活動内容

以下のスポーツ振興事業を実施しています。

- ・県民体育大会開催事業
- ・県スポーツレクリエーション祭開催事業
- ・競技力向上対策事業
- ・国体等選手選考・派遣事業
- ・指導者育成事業
- ・スポーツ功労者等表彰事業
- ・普及・広報活動事業
- ・スポーツ医・科学研究事業
- ・スポーツ少年団育成事業
- ・会館管理運営事業
- ・スポーツコンベンション事業



意見交換の概要

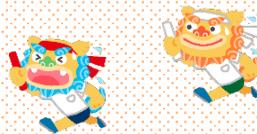
今回の訪問では、渡嘉敷専務理事、上地事務局長、知念総務課長及び金城主事にご対応いただき、渡嘉敷専務理事のご挨拶の後、上地事務局長より法人の事業概要や事業を実施する上での課題などをご説明いただきました。

沖縄県はアジアと日本本土の中間に位置しているという地理的な特色を生かし、両者の架け橋として「スポーツアイランド」の実現に努めているとのことでした。

また、その温暖な気候からプロ野球のキャンプやサッカー、国内競技連盟（NF）の合宿に多く利用されており、さらには2020年開催予定の東京オリンピックに向け、国内外より約200件の合宿に関する問い合わせがあるそうです。

このような現状の中、法人は沖縄県等と連携し、子供達がトップ選手を間近で見ることができ環境を整備するなどして選手の誘致及び強化につなげていくとともに、アンチ・ドーピングに対する研究や周知なども行っているとのことでした。

意見交換の様子



↑スポーツ少年団育成



←スポーツ医・科学研究

法人の運営については、収入を補助金及び助成金に大きく依存しているとのこと、委員より一定額以上の寄附を行った当事者に対する栄典授与制度などを説明し、寄附金を募って財政の安定化を図ってはどうかということなどをお伝えしました。

今回の訪問にご協力くださった沖縄県体育協会の皆様に改めて御礼申し上げます。

公益認定申請サポート・法人運営相談について



公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートをご活用ください。

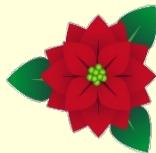
本誌情報の予約方法などの詳細は「公益法人information」をご覧ください。

公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。12月下旬から1月上旬にかけて2月分の予約を受け付けます。
<https://www.koeki-info.go.jp/application/index.html>

電話 03-5403-9558
 FAX 03-5403-0231
 メール sodan-juri@cao.go.jp



電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
 時間 平日10時~16時45分

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。

お申込み方法等は、後日「公益法人information」でお知らせします。

1月23日（火）：東京（エッサム神田ホール）

開催時間：13：10~16：50

その他のサポート

業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586
 FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
 ※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックしてご覧ください。



内閣府公益法人 Facebook



内閣府公益法人 Twitter



内閣府公益法人 メールマガジン

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

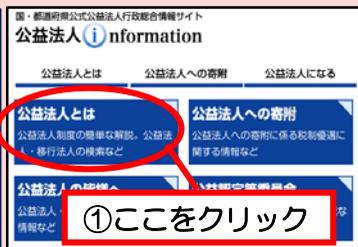
募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及びサイトで、法人の活動紹介を行っています。

多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮ってご応募ください！現在多数の法人活動をHP内で紹介しています。

「公益法人information」

- ①公益法人とは
- ②公益法人の活動紹介
- ③検索したい分野



本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524
 e-mail : koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出版を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。